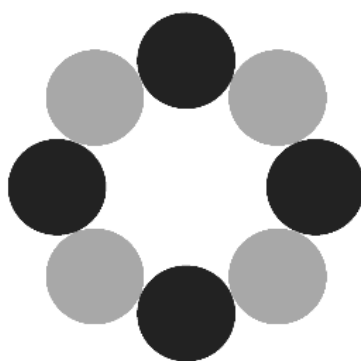


令和元年第2回
南砺市議会 6月定例会
議 案 書



南砺市

令和元年6月定例会提出案件

目 次

予算関係

議案第58号	令和元年度南砺市一般会計補正予算（第1号）	4
議案第59号	令和元年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第1号）	29

条例関係

議案第60号	南砺市クリエイタープラザ条例の全部改正について	36
議案第61号	南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 について	44
議案第62号	南砺市税条例等の一部改正について	46
議案第63号	南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一 課税に関する条例の一部改正について	57
議案第64号	南砺市五箇山和紙の里条例の一部改正について	59

その他

議案第65号	南砺市立福光中部小学校長寿命化改修（第3期）建築主体工事 請負契約の締結について	61
議案第66号	財産の取得について	62
議案第67号	財産の取得について	63
議案第68号	財産の取得について	64
議案第69号	財産の取得について	65
議案第70号	財産の取得について	66
議案第71号	財産の取得について	67
議案第72号	財産の減額譲渡について	68
議案第73号	財産の減額譲渡について	69
議案第74号	財産の減額譲渡について	70

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて……………	7 1
	・ 専決第 4 号 平成 3 0 年度南砺市一般会計補正予算（第 8 号）……………	7 2
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて……………	7 4
	・ 専決第 5 号 南砺市国民健康保険税条例の一部改正について……………	7 5
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて……………	7 7
	・ 専決第 6 号 南砺市税条例の一部改正について……………	7 8
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて……………	8 3
	・ 専決第 7 号 南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う 固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について…	8 4
報告第 2 号	平成 3 0 年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	8 5
報告第 3 号	平成 3 0 年度南砺市介護事業特別会計繰越明許費繰越計算書の 報告について……………	8 7
報告第 4 号	平成 3 0 年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費 繰越計算書の報告について……………	8 8
報告第 5 号	平成 3 0 年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	8 9
報告第 6 号	専決処分の報告について……………	9 0
報告第 7 号	債権放棄の報告について……………	9 1

議案第58号

令和元年度南砺市一般会計補正予算（第1号）

令和元年度南砺市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ777,433千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,827,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		2,418,763	141,594	2,560,357
	1. 国庫負担金	1,317,981	2,834	1,320,815
	2. 国庫補助金	1,093,234	138,760	1,231,994
16. 県支出金		2,008,132	11,533	2,019,665
	1. 県負担金	687,403	3,069	690,472
	2. 県補助金	1,144,821	8,464	1,153,285
18. 寄附金		37,110	10,500	47,610
	1. 寄附金	37,110	10,500	47,610
19. 繰入金		2,417,498	104,097	2,521,595
	1. 繰入金	2,417,498	104,097	2,521,595
21. 諸収入		845,670	12,809	858,479
	5. 雑入	389,632	12,809	402,441
22. 市債		3,397,400	496,900	3,894,300
	1. 市債	3,397,400	496,900	3,894,300
歳入合計		33,050,000	777,433	33,827,433

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		277,151	104	277,255
	1. 議会費	277,151	104	277,255
2. 総務費		4,046,831	352,219	4,399,050
	1. 総務管理費	3,551,749	352,219	3,903,968
3. 民生費		8,071,953	20,227	8,092,180
	1. 社会福祉費	4,870,309	8,627	4,878,936
	2. 児童福祉費	3,201,644	11,600	3,213,244
4. 衛生費		3,081,667	11,817	3,093,484
	1. 保健衛生費	2,358,112	11,247	2,369,359
	2. 環境費	723,555	570	724,125
6. 農林水産業費		1,622,069	17,744	1,639,813
	1. 農業費	733,170	9,937	743,107
	2. 農地費	188,614	2,409	191,023
	3. 林業費	699,686	5,398	705,084
7. 商工費		1,298,975	24,924	1,323,899
	1. 商工費	1,298,975	24,924	1,323,899
8. 土木費		4,712,982	223,818	4,936,800
	2. 道路橋梁費	1,805,654	204,318	2,009,972
	3. 河川費	179,500	18,000	197,500
	4. 都市計画費	2,441,040	1,500	2,442,540

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		3,818,353	126,580	3,944,933
	1. 教育総務費	234,070	4,485	238,555
	2. 小学校費	1,541,180	77,172	1,618,352
	3. 中学校費	398,678	10,250	408,928
	4. 社会教育費	1,099,665	29,727	1,129,392
	5. 保健体育費	544,760	4,946	549,706
歳出	合計	33,050,000	777,433	33,827,433

第2表

地 方 債 補 正

(追 加) (単位 : 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般事業債	9,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

(変 更) (単位 : 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
辺地対策事業債	157,600	257,100	414,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
過疎対策事業債	1,279,100	157,700	1,436,800			
合併特例債	707,700	72,900	780,600			

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	2,418,763	141,594	2,560,357
16. 県支出金	2,008,132	11,533	2,019,665
18. 寄附金	37,110	10,500	47,610
19. 繰入金	2,417,498	104,097	2,521,595
21. 諸収入	845,670	12,809	858,479
22. 市債	3,397,400	496,900	3,894,300
歳入合計	33,050,000	777,433	33,827,433

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	277,151	104	277,255				104
2. 総務費	4,046,831	352,219	4,399,050	450	327,700	10,790	13,279
3. 民生費	8,071,953	20,227	8,092,180	10,962		3,600	5,665
4. 衛生費	3,081,667	11,817	3,093,484	2,834			8,983
6. 農林水産業費	1,622,069	17,744	1,639,813	10,962		735	6,047
7. 商工費	1,298,975	24,924	1,323,899	350	300		24,274
8. 土木費	4,712,982	223,818	4,936,800	124,043	102,000	△ 9,310	7,085
10. 教育費	3,818,353	126,580	3,944,933	3,526	66,900	11,284	44,870
歳 出 合 計	33,050,000	777,433	33,827,433	153,127	496,900	17,099	110,307

2. 歳入

第14款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費使用料	1,971	△ 210	1,761	1 総務管理費使用料	△ 210	上平交流センター使用料 △210
7 教育費使用料	25,316	210	25,526	2 社会教育費使用料	210	上平公民館使用料 210
計	240,053	0	240,053			

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	0	2,834	2,834	1 保健衛生費負担金	2,834	感染症予防事業国庫負担金[1/2] 2,834
計	1,317,981	2,834	1,320,815			

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	101,525	10,962	112,487	1 社会福祉費補助金	162	地域生活支援事業補助金[10/10] 162	
				2 児童福祉費補助金	10,800	母子家庭等対策総合支援事業費補助金[3/4] 子ども・子育て支援事業費補助金[10/10]	900 9,900
5 土木費国庫補助金	813,464	124,043	937,507	1 道路橋梁費補助金	117,293	社会資本整備総合交付金(道路) [1/2, 53.5/100, 58.85/100] 社会資本整備総合交付金(雪寒) [6/10] 道整備交付金(道路) [1/2]	81,665 23,725 11,903
				2 都市計画費補助金	750	社会資本整備総合交付金(公園) [1/2]	750
				4 河川費補助金	6,000	社会資本整備総合交付金(防災) [1/3]	6,000
7 教育費国庫補助金	126,171	3,755	129,926	4 社会教育費補助金	3,755	芸術文化事業補助金 [1/2]	3,755
計	1,093,234	138,760	1,231,994				

第 16 款 県支出金

第 1 項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県負担金	23,646	3,069	26,715	1 林業費負担金	3,069	地籍調査負担金 [国1/2, 県1/4] 3,069
計	687,403	3,069	690,472			

第 16 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	93,357	450	93,807	1 総務管理費補助金	450	自主防災組織資機材整備事業補助金 [1/2] 450
4 農林水産業費県補助金	594,885	7,893	602,778	1 農業費補助金	7,893	強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金 [国3/10] 7,507 中山間産地等人材養成支援事業補助金 [1/3] 386
8 教育費県補助金	121,304	121	121,425	2 小学校費補助金	121	小中学校における ICT 教育総合支援事業補助金 [1/3] 121
計	1,144,821	8,464	1,153,285			

第 18 款 寄附金

第 1 項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	100	10,000	10,100	1 一般寄附金	10,000	一般寄附金 (教育) 10,000
2 指定寄附金	37,010	500	37,510	2 児童福祉費寄附金	500	児童福祉費寄附金 500
計	37,110	10,500	47,610			

第 19 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	2,417,498	104,097	2,521,595	1 財政調整基金繰入金	110,307	財政調整基金繰入金 110,307
				6 社会福祉基金繰入金	3,100	社会福祉基金繰入金 3,100
				10 施設等整備基金繰入金	△ 9,310	施設等整備基金繰入金 △9,310

第 19 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	2,417,498	104,097	2,521,595			

第 21 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	389,632	12,809	402,441	1 総務管理費雑入	11,809	建物災害共済金 809 自治総合センター助成金 11,000
				13 教育費雑入	1,000	自治総合センター助成金 1,000
計	389,632	12,809	402,441			

第 22 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	105,600	327,700	433,300	1 総務管理債	327,700	一般事業債（石綿対策事業） 9,200 地域情報化基盤整備（過疎債） 70,000 地域情報化基盤整備（辺地債） 248,500
5 商工債	49,100	300	49,400	2 観光事業債	300	観光ソフト事業（過疎債） 300
6 土木債	188,000	29,100	217,100	1 道路橋梁債	29,100	市道整備（辺地債） 8,600 道路維持（過疎債） 20,500
8 教育債	991,600	66,900	1,058,500	1 小学校債	59,100	学校教育施設整備事業（過疎債） 59,100
				5 社会教育事業債	7,800	芸術文化ソフト事業（過疎債） 7,800
14 合併特例債	707,700	72,900	780,600	1 合併特例債	72,900	合併特例債（市道整備分） 45,800 合併特例債（消融雪施設整備分） 15,000 合併特例債（公園整備分） 700 合併特例債（河川改修分） 11,400
計	3,397,400	496,900	3,894,300			

3. 歳出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	235,379	104	235,483	11 需用費	104	4(00004) 議員調査活動費	104				104	南砺市議会市民アンケート調査 事務費 104
						目計	104				104	
計	277,151	104	277,255				104				104	

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	920,809	2,000	922,809	19 負担金補助及び交付金	2,000	3(00008) 行政改革推進費	2,000				2,000	公共施設再編事業・再編改修補助金 2,000
						目計	2,000				2,000	
7 企画費	99,357	11,000	110,357	19 負担金補助及び交付金	11,000	2(00026) 企画費	11,000			(諸収) 11,000		一般コミュニティ助成事業助成金 11,000
						目計	11,000			11,000		
8 協働のまちづくり費	302,821	△ 20,579	282,242	11 需用費	△ 2,688	2(00037) 協働によるまちづくり推進費	△ 212				△ 212	庁用車管理費 △212
				12 役務費	△ 179							
				13 委託料	△ 1,369	6(01158) 住民自治推進費	△ 20,367			(使用) △210	△ 20,157	上平公民館管理費 △4,786
				14 使用料及び賃借料	△ 100							住民自治推進交付金 △15,581
				15 工事請負費	△ 656							
				19 負担金補助及び交付金	△ 15,581							

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(協働のま ちづくり費)				27 公課費	△ 6	目計	△ 20,579			△ 210	△ 20,369	
10 電算管理費	105,089	335,407	440,496	19 負担金補助 及び交付金	335,407	2(00040) インターネット ト費	335,407		318,500		16,907	砺波広域圏 放送ネッ トワーク整備支援事業 負担金 335,407
						目計	335,407		318,500		16,907	
13 災害対策費	64,310	1,293	65,603	11 需用費	393	1(00056) 災害対策費	1,293	(県補) 450			843	避難所看板修繕料 393
				19 負担金補助 及び交付金	900							自主防災組織資機材整 備補助金 900
						目計	1,293	450	843			
21 福野行政セ ンター費	129,524	212	129,736	11 需用費	149	4(00114) 市有車管理費	212				212	庁用車管理費 212
				12 役務費	57							
				27 公課費	6							
24 総務施設管 理費	85,577	13,184	98,761	13 委託料	486	1(01077) 総務施設管理 費	13,184				13,184	旧太美山保育園改修事 業 486
				15 工事請負費	12,698							・設計委託料 486
												旧宝引荘改修事業 3,568
												・浄化槽等修繕工事 730
						目計	13,184				13,184	・ボイラー撤去工事

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
25 公共施設再 編費	602,092	9,702	611,794	15 工事請負費	9,702	2(01147) 統合庁舎整備 費	9,702		9,200		502	福光庁舎別館アスベ スト除去工事 9,702
						目計	9,702		9,200		502	
計	3,551,749	352,219	3,903,968				352,219	450	327,700	10,790	13,279	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 社会福祉総 務費	994,489	150	994,639	19 負担金補助 及び交付金	150	3(00152) 社会福祉推進 費	150				150	市社会福祉協議会活動 事業補助金 ・地区社協助成事業 150
						目計	150				150	
4 老人福祉費	1,394,808	1,932	1,396,740	15 工事請負費	1,296	1(00164) 高齢者福祉推 進費(単独)	463				463	敬老会開催補助金 463
				19 負担金補助 及び交付金	463	5(00168) 高齢者施設運 営費	1,296				1,296	井ロデイサービスセン ター給湯設備更新工事 1,296
				28 繰出金	173	16(00179) 介護事業特別 会計繰出金	173				173	生活支援ハウス運営費 繰出金 173
						目計	1,932				1,932	
6 心身障害者 福祉費	1,373,761	162	1,373,923	13 委託料	162	3(00189) 自立支援給付 事業費	162	(国補) 162				障害者自立支援給付審 査支払等システム改修 業務委託料 162
						目計	162	162				

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
8 高齢者福祉 施設管理費	40,000	6,383	46,383	15 工事請負費	6,383	1(01069) 高齢者福祉施 設管理費	6,383			(繰入) 3,100	3,283	福寿園（平成館）屋上 防水改修工事 6,383
						目計	6,383			3,100	3,283	
計	4,870,309	8,627	4,878,936				8,627	162		3,100	5,365	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
2 児童措置費	763,695	1,200	764,895	19 負担金補助 及び交付金	1,200	3(00203) 母子家庭等就 業自立支援費	1,200	(国補) 900			300	高等職業訓練促進給付 費 1,200	
						目計	1,200	900			300		
5 保育実施費	1,947,114	10,400	1,957,514	11 需用費	500	2(00211) 保育園費	10,400	(国補) 9,900		(寄附) 500		500	保育園用図書購入 子ども子育て支援シス テム改修業務委託料 9,900
				13 委託料	9,900								
						目計	10,400	9,900		500			
計	3,201,644	11,600	3,213,244				11,600	10,800		500	300		

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 予防費	141,700	11,247	152,947	11 需用費	23	2(00229) 予防接種費	11,247	(国負) 2,834			8,413	感染症予防事業（風し ん） ・受診票等印刷 23 ・通信費 263 ・手数料 411 ・委託料 10,550
				12 役務費	674							
				13 委託料	10,550							

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	11,247	2,834			8,413	
計	2,358,112	11,247	2,369,359				11,247	2,834			8,413	

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 環境総務費	92,445	570	93,015	19 負担金補助 及び交付金	570	8(01009) 衛生管理費	570				570	南砺市公衆浴場衛生設 備改善事業補助金 570
						目計	570				570	
計	723,555	570	724,125				570				570	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 農業振興費	593,400	9,937	603,337	19 負担金補助 及び交付金	9,937	6(00277) 水田農業経営 体活性化対策 費	8,087	(県補) 7,893			194	強い農業・担い手づく り総合支援事業補助金 7,507
						16(00287) 特産物振興対 策費	1,850				1,850	中山間産地等人材養成 支援事業補助金 580 強い農業・担い手づく り総合支援事業補助金 1,850
						目計	9,937	7,893			2,044	
計	733,170	9,937	743,107				9,937	7,893			2,044	

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 農地総務費	168,559	2,409	170,968	13 委託料	2,409	6(00320) 市単土地改良 費	2,409				2,409	排水路改修測量設計業 務委託料 2,409
						目計	2,409				2,409	
計	188,614	2,409	191,023				2,409				2,409	

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
5 緑化推進費	75,469	735	76,204	15 工事請負費	584	3(00971) カイニョと椿 の森管理費	735			(諸収) 735		いのくち椿館監視カメ ラシステム修繕工事 584
				19 負担金補助 及び交付金	151							
						目計	735			735		
8 地籍調査費	32,554	4,663	37,217	11 需用費	543	1(00389) 地籍調査事業 費	4,663	(県負) 3,069			1,594	事務費 543 地籍調査業務委託料 4,120
				13 委託料	4,120							
						目計	4,663	3,069		1,594		
計	699,686	5,398	705,084				5,398	3,069		735	1,594	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 観光費	146,130	700	146,830	19 負担金補助 及び交付金	700	1(00408) 観光推進費	700	(国補) 350	300		50	アニメ活用桜ヶ池魅力 向上事業補助金 700

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
						目計	700	350	300		50		
5 商工観光施 設維持費	405,702	24,224	429,926	11	19,660	2(00413) 合掌の里管理 需用費	1,922				1,922	合掌造り家屋構造安全 性指針策定業務委託料	1,922
				13	1,922	36(00447) スキー場管理 委託料	20,956				20,956	たいらスキー場圧雪車 修繕料	9,300
				15	2,642	スキー場管理 工事請負費						タカンボースキー場圧 雪車修繕料	1,670
												IOX-AROSAス キー場圧雪車修繕料	8,690
												IOX-AROSAス キー場電気設備更新工 事	1,296
						38(00449) 温泉施設維持 費	1,346				1,346	桜ヶ池クアガーデンプ ール設備更新工事	831
						目計	24,224				24,224	桜ヶ池クアガーデン厨 房設備更新工事	515
計	1,298,975	24,924	1,323,899				24,924	350	300		24,274		

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
1 道路橋梁維 持費	393,422	36,500	429,922	13	20,000	2(00468) 道路橋梁施設 委託料	36,500	(国補) 21,739	20,500	(繰入) △10,310	4,571	道路施設点検調査業務 委託料	20,000
				15	16,500	道路橋梁施設 整備費						道路施設維持修繕工事	16,500
						目計	36,500	21,739	20,500	△ 10,310	4,571		

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明						
				区 分	金額			特定財源				一般財源					
								国県支出金	地方債	その他							
2 道路改良費	622,200	128,218	750,418	13 委託料	7,100	1(00473) 道路新設改良 費(補助)	128,218	(国補) 71,829	54,400	(繰入) 1,000	989	測量設計業務委託料	7,100				
				15 工事請負費	96,458							新設改良工事費	96,458				
				17 公有財産購 入費	4,891							用地取得費	4,891				
				22 補償補てん 及び賠償金	19,769							物件等補償	19,769				
												目計	128,218	71,829	54,400	1,000	989
6 消融雪施設 整備費	90,000	39,600	129,600	15 工事請負費	39,600	1(00492) 消融雪施設整 備費(補助)	39,600	(国補) 23,725	15,000		875	消融雪施設工事	39,600				
										目計		39,600	23,725	15,000		875	
計	1,805,654	204,318	2,009,972				204,318	117,293	89,900	△ 9,310	6,435						

第 8 款 土木費

第 3 項 河川費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
1 河川総務費	178,842	18,000	196,842	15 工事請負費	10,000	1(00496) 河川管理費	18,000	(国補) 6,000	11,400		600	バイパス水路工事	10,000
				22 補償補てん 及び賠償金	8,000					水道管移転補償		8,000	
										目計		18,000	6,000
計	179,500	18,000	197,500				18,000	6,000	11,400		600		

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
4 公園費	83,072	1,500	84,572	15		2(00517)		(国補)				閑乗寺公園再整備工事 1,500
				工事請負費	1,500	公園整備費	1,500	750	700		50	
						目計	1,500	750	700		50	
計	2,441,040	1,500	2,442,540				1,500	750	700		50	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 事務局費	174,398	121	174,519	11		2(00542)						全国都市教育長協議会 研究大会資料印刷 121
				需用費	121	事務局運営費	121				121	
						目計	121				121	
3 教育施設維持費	17,766	4,364	22,130	15		1(00550)						アーパス屋根修繕工事 4,364
				工事請負費	4,364	複合教育施設 維持費	4,364				4,364	
						目計	4,364				4,364	
計	234,070	4,485	238,555				4,485				4,485	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 小学校管理費	203,948	10,819	214,767	15		2(00557)						城端小学校電話設備更 新工事 5,014
				工事請負費	10,819	小学校管理費	10,819				10,819	
						目計	10,819				10,819	上平小学校グラウンド 横法面復旧工事 5,538 福野小学校遊具撤去工 事 267

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 小学校教育 振興費	152,248	3,613	155,861	8		1(00570) 小学校教育振 興費	3,613	(県補) 121			3,492	小中学校における I C T教育総合支援事業 ・講師謝礼 60 ・講師及び視察旅費 273 ・事務費 30 小学校児童用図書購入 250 小学校教育用備品購入 3,000
				9	60							
				旅費	273							
				11	30							
				需用費								
18	3,250											
						目計	3,613	121			3,492	
4 スクールバ ス運行費	93,045	480	93,525	11		1(00573) スクールバス 運行費	480				480	スクールバス乗降口補 助ステップ修繕料 480
				需用費	480							
						目計	480				480	
6 小学校施設 管理費	919,614	62,260	981,874	13		1(01078) 小学校施設管 理費	62,260		59,100		3,160	(仮称) 井口地域義務 教育学校校舎整備工事 実施設計業務委託料 62,260
				委託料	62,260							
						目計	62,260		59,100		3,160	
計	1,541,180	77,172	1,618,352				77,172	121	59,100		17,951	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 中学校教育 振興費	122,452	10,250	132,702	18		1(00588) 中学校教育振 興費	10,250			(寄附) 10,000	250	中学生徒用図書購入 250 わかばスポーツ・文化 振興基金支援補助金 10,000
				備品購入費	250							
				19	10,000							
				負担金補助 及び交付金								

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
						目計	10,250			10,000	250	
計	398,678	10,250	408,928				10,250			10,000	250	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明								
				区 分	金額			特定財源				一般財源							
								国県支出金	地方債	その他									
3 公民館費	0	10,788	10,788	1	報酬	3,165	1(00603) 公民館管理費	5,922			(使用) 210	5,712	上平公民館管理費	4,135					
				11	需用費	2,771							上平公民館 ・昇降機修繕料	206					
				12	役務費	99							・駐車場外灯整備工事	657					
				13	委託料	1,370							地区公民館維持管理交 付金	924					
				14	使用料及び 賃借料	101							2(00604) 公民館振興費	4,866			4,866	公民館指導員等報酬	2,880
				15	工事請負費	657							・指導員 3 人					150	
				19	負担金補助 及び交付金	2,625							・館長 3 人					135	
													・主事 3 人					1,701	
				目計	10,788			210	10,578										
5 文化財保護 費	155,383	646	156,029	15	工事請負費	575	3(00612) 世界遺産関係 費	646				646	菅沼塩硝の館映像装置 更新工事	240					
				19	負担金補助 及び交付金	71							相倉資材庫 1 号棟補強 工事	335					
													相倉旧竹森家風害修繕 負担金	71					
				目計	646				646										

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
6 芸術文化推 進費	122,058	12,581	134,639	13 委託料	7,381	3(00620) 芸術文化団体 育成費	7,381	(国補) 3,405	2,600		1,376	文化芸術創造都市事業 ・国際舞台芸術活動事 業開催業務委託料 ・ワールドミュージッ ク事業開催業務委託料 ・経済波及効果調査業 務委託料 舞台芸術事業補助金	
				19 負担金補助 及び交付金	5,200								
						6(00623) 利賀芸術公園 管理費	5,200		5,200				
						目計	12,581	3,405	7,800				1,376
8 美術館費	63,909	1,824	65,733	11 需用費	96	1(00630) 美術館管理費	96				96	展示ケース修繕料	96
				18 備品購入費	1,728	2(00631) 美術館自主事 業費	1,728				1,728	美術品購入	1,728
						目計	1,824				1,824		
10 社会教育施 設管理費	127,072	3,888	130,960	15 工事請負費	3,888	2(01130) 芸術文化施設 管理費	3,888				3,888	相倉資材庫 2号棟屋根 塗装修繕工事	3,888
						目計	3,888				3,888		
計	1,099,665	29,727	1,129,392				29,727	3,405	7,800	210	18,312		

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 体育振興費	186,140	1,101	187,241	11 需用費	266	2(00648) 生涯スポーツ 推進費	1,101			(諸収) 1,000	101	2020年東京オリン ピック・パラリンピッ ク機運創出事業 ・ポスター・チラシ印 刷 ・通信費 ・保険料 ・講師派遣等業務委託 料 ・会場使用料 ・事務費
				12 役務費	25							
				13 委託料	800							
				14 使用料及び 賃借料	10							
				目計	1,101							
3 体育施設費	239,700	3,845	243,545	11 需用費	1,000	1(00650) 社会体育館管 理費	879			(諸収) 74	805	井波社会体育館備品購 入 福光里山野営場管理棟 風害修繕負担金
				13 委託料	650							
				15 工事請負費	1,316	4(00652) プール管理費	1,316				1,316	福光プール給湯用ポン プ等更新工事 福光プール灯油ボイラ ーポンプ更新工事
				18 備品購入費	582							
				19 負担金補助 及び交付金	297	5(00653) グラウンド管 理費	346				346	利賀グラウンドスポー ツトラクター修繕料
						6(00654) その他施設維 持費	1,304				1,304	たいらクロスカントリ 一場圧雪車修繕料 たいらクロスカントリ 一場指定管理料
目計	3,845			74	3,771							
計	544,760	4,946	549,706				4,946			1,074	3,872	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		26,760	(3.35月分) 10,459			37,219	6,474	43,693	
	議 員	20	92,520		(3.35月分) 36,160			128,680	33,913	162,593	
	その他の特別職	2,599	73,078					73,078		73,078	
	計	2,622	165,598	26,760	46,619			238,977	40,387	279,364	
補正前	長 等	3		26,760	(3.35月分) 10,459			37,219	6,474	43,693	
	議 員	20	92,520		(3.35月分) 36,160			128,680	33,913	162,593	
	その他の特別職	2,590	69,913					69,913		69,913	
	計	2,613	162,433	26,760	46,619			235,812	40,387	276,199	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	9	3,165					3,165		3,165	
	計	9	3,165					3,165		3,165	

地方債の平成30年度末における現在高及び令和元年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	平成30年度末 現在高額	平成30年度 繰越事業 起債見込額	令和元年度中増減見込額						令和元年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,780,509	270,800	228,700	9,200	237,900	666,538		666,538	3,622,671
(1) 総務債	7,360	52,800	9,500	9,200	18,700	1,840		1,840	77,020
(2) 民生債	450,141					144,632		144,632	305,509
(3) 衛生債	275,780		9,200		9,200	13,139		13,139	271,841
(4) 農林水産業債	201,982		84,600		84,600	44,444		44,444	242,138
(5) 商工債	40,500					3,357		3,357	37,143
(6) 土木債	1,683,241	23,600				377,550		377,550	1,329,291
(7) 消防債	28,673					2,117		2,117	26,556
(8) 教育債	1,092,832	194,400	125,400		125,400	79,459		79,459	1,333,173
2. 災害復旧債	220,210	6,300	62,000		62,000	45,571		45,571	242,939
(1) 補助災害復旧債	216,453	6,300	62,000		62,000	44,948		44,948	239,805
(2) 単独災害復旧債	3,757					623		623	3,134
3. その他	39,378,523	1,598,400	3,106,700	487,700	3,594,400	3,731,112		3,731,112	40,840,211
(1) 辺地対策事業債	1,491,561	202,600	157,600	257,100	414,700	181,379		181,379	1,927,482
(2) 過疎対策事業債	6,668,963	730,100	1,279,100	157,700	1,436,800	694,469		694,469	8,141,394
(3) 合併特例債	12,844,259	660,000	707,700	72,900	780,600	1,374,279		1,374,279	12,910,580
(4) 全国防災事業債	238,500					10,874		10,874	227,626
(5) 緊急防災・減災事業債	3,691,149	5,700	126,300		126,300	431,829		431,829	3,391,320
(6) 公共施設等適正管理推進事業債			36,000		36,000				36,000
(7) 減税補填債	160,530					37,343		37,343	123,187
(8) 臨時財政対策債	14,283,561		800,000		800,000	1,000,939		1,000,939	14,082,622
合計	43,379,242	1,875,500	3,397,400	496,900	3,894,300	4,443,221		4,443,221	44,705,821

議案第59号

令和元年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		109,776	173	109,949
	1. 繰入金	109,776	173	109,949
歳入合計		197,500	173	197,673

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護福祉支援事業 費		176,457	173	176,630
	2. 高齢者生活支援事 業費	5,840	173	6,013
歳 出 合 計		197,500	173	197,673

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	109,776	173	109,949
歳入合計	197,500	173	197,673

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護福祉支援事業費	176,457	173	176,630			173	
歳出合計	197,500	173	197,673			173	

2. 歳入
第3款 繰入金

第1項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	109,776	173	109,949	1 一般会計繰入金	173	生活支援ハウス運営繰入金 173
計	109,776	173	109,949			

3. 歳出
第1款 介護福祉支援事業費

第2項 高齢者生活支援事業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 生活支援ハ ウス事業費	5,840	173	6,013	18		2(00834)			(繰入)		つつじ荘居室用エアコ ン購入 173	
				備品購入費	173	生活支援ハウ ス運営費	173			173		
						目計	173		173			
計	5,840	173	6,013				173		173			

議案第60号

南砺市クリエイタープラザ条例の全部改正について

南砺市クリエイタープラザ条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市クリエイタープラザ条例

南砺市クリエイタープラザ条例（平成27年南砺市条例第26号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 クリエイティブな企業及びクリエイターを集積し、特色のある地元企業、伝統工芸等と協力・提携することにより、新たな産業の創造及び文化交流を生み出すための活動拠点並びに南砺市の魅力を全国に創造発信するシンボル拠点として、クリエイタープラザを設置する。

（名称及び位置）

第2条 クリエイタープラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 南砺市クリエイタープラザ
- （2）位置 南砺市立野原東1514番地18

（施設）

第3条 南砺市クリエイタープラザ（以下「プラザ」という。）に、次に掲げる施設を置く。

- （1）入居施設 クリエイターオフィス（以下「オフィス」という。）、コワーキングスペース、アトリエスペース、セミオフィス及び厨房・カフェ
- （2）共用施設 多目的ホール、控室、展示室、多目的室及びオープンスタジオ
（指定管理者による管理）

第4条 プラザの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）プラザの施設の利用の許可に関する業務
- （2）プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）プラザ利用に係る利用料金の収納に関する業務
- （4）前3号に掲げるもののほか、プラザの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者がプラザの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(開館時間)

第7条 プラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

2 指定管理者は、市長が必要と認めるときは、前項に規定する開館時間を臨時に変更しなければならない。

(休館日)

第8条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可等)

第9条 プラザを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 入居施設を利用できる者は、第1条の設置目的に関する活動及び成果を公表できる企業又は個人事業主で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) アニメ、情報コンテンツ産業等に従事する者

(2) 市内の伝統工芸に従事する者

(3) 独創的な新産業又は地域ブランドを創出できると認められる者

(4) その他市長が適当と認める者

3 指定管理者は、利用許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) プラザの施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) プラザの施設の設置目的に反し、管理運営上不適当であると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理上特に支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用目的以外のことに利用し、又は利用権を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第12条 利用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の変更及び取消し)

第13条 プラザの利用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害を生じても市又は指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により利用の許可を受けたとき。
- (4) 正当な理由によらないで1箇月以上入居施設を利用しないとき。
- (5) 入居施設の利用料金を3箇月以上滞納したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上特に支障があると認めるとき。

(居住の禁止)

第14条 プラザは、居住のために利用してはならない。

(利用料金)

第15条 利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない理由で利用できなくなったとき。

(2) 利用者が規則に定める期間内に利用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(利用者の費用負担)

第18条 入居施設の利用者は、規則で定めるところにより、光熱水費、通信費その他施設の維持管理等に要する費用を負担しなければならない。

(原状回復)

第19条 利用者は、プラザの利用が終わったときは、直ちに整理及び清掃をし、一切を原状に回復して指定管理者の点検を受けなければならない。

2 前項の原状回復は、利用者が第13条の規定により利用の許可を取り消されたときも同様とする。

3 利用者が前2項の義務を履行しないときは、指定管理者において執行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第20条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(入場の制限)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、プラザへの入場を拒み、又は利用中の施設に立ち入り、退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者

(3) 前2号に掲げる者のほか、プラザの管理上特に支障があると認めるもの

(市長による管理)

第22条 指定管理者による管理を行わないときは、市長がプラザの管理を行う。この場合において、この条例中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の南砺市クリエイタープラザ条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第15条関係）

施設名		面積 (㎡)	基本利用料金(円)					1箇月
			昼間	夜間	昼間	昼夜間	全日	
			9:00から17:00まで(1時間当たり)	17:00から21:00まで(1時間当たり)	9:00から17:00まで	13:00から21:00まで	9:00から21:00まで	
多目的 ホール	平日	169.76	2,000	3,000	11,400	16,900	19,800	
	土曜日、日曜日及び休日		2,400	3,600	13,600	20,300	23,700	
控室	平日	26.50	300	400	1,800	2,600	3,100	
	土曜日、日曜日及び休日		400	600	2,100	3,100	3,700	
展示室	平日	46.37	600	800	3,100	4,600	5,400	
	土曜日、日曜日及び休日		700	1,000	3,700	5,500	6,400	
多目的 室	平日	34.07	400	600	2,300	3,400	4,000	
	土曜日、日曜日及び休日		500	700	2,800	4,000	4,800	
オープ ンスタ ジオ1	平日	26.61	300	400	1,800	2,600	3,100	
	土曜日、日曜日及び休日		400	600	2,100	3,100	3,700	
オープ ンスタ ジオ2	平日	47.32	600	800	3,200	4,700	5,500	
	土曜日、日曜日及び休日		700	1,000	3,700	5,600	6,600	
アトリ エスペ ース	平日	44.33					1,500	43,000
	土曜日、日曜日及び休日						2,500	
オフィス(A1)		52.17						47,000
オフィス(A2)		33.54						29,000
オフィス(A3)		37.26						34,000
オフィス(A5)		24.22						22,000
オフィス(A6)		24.22						22,000
オフィス(B1)		23.60						21,000
オフィス(B2)		23.60						21,000

コワーキングスペース			1,000 /人		5,000/人
セミオフィス (A4)					5,000
厨房・カフェ	246.40				230,000
附属設備	指定管理者が別に定める額				

備考

- 1 共用施設の利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料の最高額」という。）が3,000円以下の場合は、100分の50
 - (2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
- 2 共用施設の利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 市に事業所を有する事業者の場合は、100分の50
 - (2) 市に事業所を有しない事業者の場合は、100分の100
- 3 共用施設の冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 4 多目的ホール又はオープンスタジオをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本利用料金に100分の25を乗じて得た額を減額する。
- 5 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用時間帯の基本利用料金に100分の25を乗じて得た額を加算する。この場合において、この増額分を加えた額を基本利用料金とみなして、前各項の規定を適用する。
- 6 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 7 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。
- 8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

議案第61号

南砺市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について

南砺市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する
条例

南砺市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成16年南砺市条例第
44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の次に「、通勤手当」を加える。

第6条の見出し及び同条中「寒冷地手当」の前に「通勤手当及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第 6 2 号

南砺市税条例等の一部改正について

南砺市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市税条例等の一部を改正する条例

(南砺市税条例の一部改正)

第1条 南砺市税条例（平成16年南砺市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2（見出しを含む。）中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び附則第13条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第17条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 南砺市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号と

し、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後に知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当

該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第 15 条の 2 を附則第 15 条の 2 の 2 とし、附則第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

- 第 15 条の 2 法第 45 1 条第 1 項第 1 号 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) に掲げる 3 輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間 (附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 15 条の 6 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 81 条の 4 (第 2 号に係る部分に限る。) 及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

附則第 16 条中「第 30 条」を「第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当

するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 南砺市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。
附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（南砺市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 南砺市税条例等の一部を改正する条例（平成27年南砺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改

め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第5条 南砺市税条例等の一部を改正する条例（平成29年南砺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち南砺市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第3条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第3項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（南砺市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 南砺市税条例の一部を改正する条例（平成29年南砺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（南砺市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 南砺市税条例等の一部を改正する条例（平成30年南砺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち南砺市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」

の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第5条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(南砺市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 南砺市税条例の一部を改正する条例（平成31年南砺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第3項表以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条及び第4条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び第4条から第8条までの規定 公布の日

(2) 第2条中南砺市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項

とし、第6項の次に1項を加える改正規定、第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条第1項から第3項までの規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中南砺市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条中南砺市税条例附則第16条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同条例附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の南砺市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき南砺市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の南砺市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、第2条（附則第1条第2号に掲げる改正規定を除く。）の規定による改正後の南砺市税条例（以下「新条例」という。）の規定

中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の南砺市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第63号

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税
に関する条例の一部改正について

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条
例（平成28年南砺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第
42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8
項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 4 号

南砺市五箇山和紙の里条例の一部改正について

南砺市五箇山和紙の里条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 7 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市五箇山和紙の里条例の一部を改正する条例

南砺市五箇山和紙の里条例（平成16年南砺市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

たいら楮畑管理棟	南砺市渡原16番地1
南砺市たいらビジターハウス「おたに荘」	南砺市東中江828番地2

」を

「

たいら楮畑管理棟	南砺市渡原16番地1
----------	------------

」に

改める。

別表第1中

「

五箇山和紙体験館	午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
南砺市たいらビジターハウス「おたに荘」	午前8時30分から午後9時まで	

」を

「

五箇山和紙体験館	午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
----------	--------------	---------------------

」に

改める。

別表第2中5の表を削り、6の表を5の表とする。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

議案第65号

南砺市立福光中部小学校長寿命化改修（第3期）建築主体工事請負契約
の締結について

南砺市立福光中部小学校長寿命化改修（第3期）建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- 1 契約の目的 南砺市立福光中部小学校長寿命化改修（第3期）建築主体工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 589,600,000円
(内消費税等53,600,000円)
- 4 契約の相手方 南砺市福光1411番地5
福光組・チューモク南砺市立福光中部小学校長寿命化改修
(第3期)建築主体工事共同企業体
代表者 株式会社福光組
代表取締役 渡邊 秀一

議案第66号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 消防ポンプ自動車 2台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 38,060,000円
(内消費税等3,460,000円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市牛島新町4番10号
株式会社モリタ 富山営業所
所長 岩村 純一 |

議案第67号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 市営バス中型33人乗り 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 21,175,000円
(内消費税等1,925,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市金戸268番地1
なんと農業協同組合
代表理事組合長 上田 憲仁 |

議案第68号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 除雪ドーザ14t級 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 17,996,000円
(内消費税等1,636,000円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市本郷2413番地1
コマツ富山株式会社
取締役社長 池田 治郎 |

議案第69号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 1 財産の種別、数量 | 除雪ドーザ14t級 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 18,073,000円
(内消費税等1,643,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市岩屋464番地
砺波重機株式会社
代表取締役 斉藤 志郎 |

議案第70号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 1 財産の種別、数量 | ロータリ除雪車1. 3m級 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 20,790,000円
(内消費税等1,890,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市岩屋464番地
砺波重機株式会社
代表取締役 斉藤 志郎 |

議案第71号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 南砺市立小中学校 I C T機器 一式 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 42,120,000円
(内消費税等3,120,000円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市東田地方町1丁目1番30号
西日本電信電話株式会社 富山支店
支店長 花川 靖司 |

議案第72号

財産の減額譲渡について

下記のとおり財産を減額譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

1 財産の名称 旧福野安居保育園

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地（宅地）	南砺市安居222番2	1,500.09㎡
建物（鉄筋コンクリート造平屋建）	南砺市安居222番地2	305.49㎡

3 減額譲渡価格 370,000円

4 譲渡の相手方 住所 南砺市遊部280番地2

氏名 特定非営利活動法人富山県終活支援センター

理事長 中西 潤介

議案第73号

財産の減額譲渡について

下記のとおり財産を減額譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- 1 財産の名称 南砺市たいらビジターハウス「おたに荘」
- 2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地（宅地）	南砺市東中江字西平 828番2	109.00㎡
土地（宅地）	南砺市東中江字西平 828番3	46.00㎡
土地（宅地）	南砺市東中江字西平 828番4	89.00㎡
建物（鉄筋コンクリート造2階建）	南砺市東中江828番 地2	206.38㎡

- 3 減額譲渡価格 410,000円
- 4 譲渡の相手方 住所 南砺市大崩島151番地
氏名 株式会社中村組
代表取締役 中村 義之

議案第74号

財産の減額譲渡について

下記のとおり財産を減額譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- 1 財産の名称 梅原南工業用地
- 2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地（宅地）	南砺市梅原8766番 1	11,892.19㎡
土地（宅地）	南砺市梅原8763番	1,327.57㎡

- 3 減額譲渡価格 39,989,774円
- 4 譲渡の相手方 住所 南砺市梅原8765番地
氏名 北陸鉄鋼センター株式会社
代表取締役社長 本江 明夫

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のことについて専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

専決第4号 平成30年度南砺市一般会計補正予算（第8号）

専決第4号

平成30年度南砺市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度南砺市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月25日

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

繰越明許費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
10. 教育費	4. 社会教育費	世界遺産関係費	584	13,544
合 計			3,894,341	3,907,301

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南砺市国民健康保険税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

専決第5号

南砺市国民健康保険税条例の一部改正について

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成31年3月29日
南砺市条例第18号

南砺市国民健康保険税条例（平成17年南砺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の南砺市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南砺市税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

専決第6号

南砺市税条例の一部改正について

南砺市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市税条例の一部を改正する条例

平成31年3月29日
南砺市条例第19号

南砺市税条例（平成16年南砺市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第

2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、

同項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項表以外の部分中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号」

を「附則第30条第4項第1号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の南砺市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は南砺市税条例の一部を改正する条例（平成31年南砺市条例第19号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の南砺市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

専決第7号

南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除
に関する条例の一部改正について

南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第17
9条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例

平成31年3月31日
南砺市条例第20号

南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する
条例（平成16年南砺市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

報告第2号

平成30年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

平成30年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	企画費	1,691,000	1,691,000				500,000	1,191,000
		電算管理費	5,528,000	5,528,000					5,528,000
		総務施設管理費	276,457,000	276,457,000			52,800,000		223,657,000
		統合庁舎整備費	63,986,000	63,986,000			5,700,000	25,819,000	32,467,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	社会福祉施設管理費	10,930,000	10,930,000			10,300,000		630,000
		高齢者福祉施設管理費	52,294,000	52,294,000				26,100,000	26,194,000
4. 衛生費	2. 環境費	斎場運営費	24,210,000	24,210,000			22,900,000		1,310,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	水田農業経営体活性化対策費	55,913,000	46,360,000		46,360,000			
		特産物振興対策費	17,312,000	17,312,000					17,312,000
	2. 農地費	土地改良事務費	4,192,000	1,400,000		800,000			600,000
		県営土地改良費	130,583,000	109,150,000			100,600,000		8,550,000
		県単土地改良費	10,386,000	7,772,000		1,400,000			6,372,000
	中山間地整備費	12,073,000	10,157,000			9,300,000	350,000	507,000	

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	3. 林業費	森林総研造林費	23,420,000	23,420,000				23,420,000	
		林道整備事業負担金	7,916,000	5,400,000			5,300,000		100,000
		県単林道整備費	8,132,000	8,132,000		3,970,000	4,000,000		162,000
		園芸植物園管理運営費	14,709,000	14,709,000			13,900,000		809,000
		林業構造改善費	15,470,000	15,470,000		14,300,000			1,170,000
		地籍調査事業費	4,300,000	4,300,000		3,150,000			1,150,000
7. 商工費	1. 商工費	地域産業振興事業費	6,000,000	6,000,000				6,000,000	
		商工振興費	6,000,000	5,993,000				5,900,000	93,000
		商工施設管理費	13,531,000	454,000					454,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁施設整備費	193,513,000	153,465,000		75,225,000	65,100,000	6,500,000	6,640,000
		道路新設改良費 (補助)	356,276,000	281,201,000		195,046,000	81,900,000	2,100,000	2,155,000
		道路新設改良費 (単独)	65,223,000	61,919,000			60,400,000	1,000,000	519,000
		除雪機械整備費	62,096,000	62,096,000		40,000,000	20,900,000		1,196,000
	3. 河川費	河川管理費	190,828,000	184,623,000		41,541,000	135,900,000		7,182,000
	4. 都市計画費	都市計画管理費	11,053,000	11,053,000					11,053,000
		都市計画街路費	320,587,000	231,937,000		116,994,000	109,200,000		5,743,000
		公園整備費	9,674,000	9,324,000		3,759,000	3,500,000		2,065,000
	5. 住宅費	住宅管理費	600,000	600,000				600,000	
	10. 教育費	2. 小学校費	小学校施設管理費	799,753,000	627,296,000		75,122,000	518,820,000	
3. 中学校費		中学校施設管理費	738,592,000	649,869,000		66,892,000	546,080,000		36,897,000
4. 社会教育費		世界遺産関係費	13,544,000	13,544,000		10,389,000	500,000		2,655,000
5. 保健体育費		国体事業費	177,560,000	177,560,000			102,100,000	44,780,000	30,680,000
11. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設等災害復旧費 (補助)	74,556,000	56,602,000		55,700,000	400,000	443,000	59,000
		農業用施設等災害復旧費 (単独)	44,541,000	42,621,000					42,621,000
		林道災害復旧費 (補助)	77,572,000	77,572,000		70,869,000	5,900,000		803,000
		林道災害復旧費 (単独)	6,300,000	6,300,000					6,300,000
合 計		3,907,301,000	3,358,707,000		821,517,000	1,875,500,000	143,512,000	518,178,000	

報告第3号

平成30年度南砺市介護事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

平成30年度南砺市介護事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1. 介護福祉支援事業費	1. 介護福祉支援事業費	デイサービスセンター施設管理費	10,159,000	10,159,000			9,300,000	859,000	
合計			10,159,000	10,159,000			9,300,000	859,000	

報告第4号

平成30年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

平成30年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	1. 事業費	工業用地造成費	60,365,000	60,141,000			60,100,000		41,000
合計			60,365,000	60,141,000			60,100,000		41,000

平成30年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

平成30年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						県費補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	下水道事業資本的支出	1 建設改良費 管渠整備費	200,003,000	0	18,700,000	8,500,000	9,100,000	0	1,100,000			二日町地内の雨水函渠工事において、N T Tの電柱移設完了が1月下旬まで遅延したため、予定工期での工事用地の確保ができず、年度内完成が困難となったため
1	下水道事業資本的支出	2 流域下水道建設負担金 小矢部川流域下水道事業建設負担金	48,107,000	0	19,807,000	0	19,700,000	0	107,000			平成30年度当初実施予定の小矢部川流域下水道建設事業の一部が国補正予算事業で実施することになり、工期が延長され、次年度に負担金を請求されるため
	農業集落排水事業資本的支出	1 建設改良費 管渠整備費	31,875,000	0	2,000,000	0	1,500,000	0	500,000			新屋地内の管渠工事において、道路本体工事との調整に時間を要したため
合	計		279,985,000	0	40,507,000	8,500,000	30,300,000	0	1,707,000			

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

記

専決番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
3	平成31年1月2日に南砺市上梨地内で発生した車両の破損事故	石川県金沢市在住1名	市が支払う額 540,950円	平成31年 3月22日

報告第7号

債権放棄の報告について

南砺市債権管理条例（平成23年南砺市条例第1号）第9条第1項の規定により、債権を放棄したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

南砺市長 田中幹夫

記

債権の名称	債権の額 (円)	放棄の理由 (第9条第1項該当号)	件数	放棄の期日
水道料金	19,169	時効経過等（第1号）	5	平成31年3月29日
	48,406	生活保護等（第2号）	3	
	41,412	破産等（第3号）	6	
	78,351	行方不明等（第4号）	15	
	6,264	死亡等（第5号）	1	
医業収益	90,290	時効経過等（第1号）	2	
	836,300	行方不明等（第4号）	11	
	84,670	死亡等（第5号）	1	
合計	1,204,862		44	